

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 令和3年度第3回 議事録

- 日時：令和4年2月4日（金）13：00～14：00
- 場所：オンライン開催
- 出席者
 - ・ 出席委員
田辺座長、青木委員、杉浦委員、西尾委員、平山委員

 - ・ オブザーバー
笠間氏（一般社団法人全国LPガス協会）
城口氏（ENECHANGE 株式会社）
小池氏（株式会社東急パワーサプライ）
田中氏（電気事業連合会）
和田氏（一般社団法人日本ガス協会）

 - ・ 事務局
江澤省エネルギー課長、神取省エネルギー課課長補佐、畑専門職（経済産業省）
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- 議題
 - (1) 第2回検討会においていただいたご意見について
- 配布資料
 - ・ 議事次第
 - ・ 委員名簿
 - ・ 資料1 第2回検討会においていただいたご意見について
 - ・ 資料2 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）
 - ・ 資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（別紙：ベストプラクティス集）
 - ・ 参考資料1 （特定事業者向け）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）
 - ・ 参考資料2 （非特定事業者向け）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）

■ 開会

○神取課長補佐

それでは、定刻になりましたので、只今より「令和3年度第3回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。私は、事務局を務めます資源エネルギー庁省エネルギー課 神取でございます。よろしくお願いいたします。本日は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンラインでの開催といたします。また、審議は非公開とし、議事録は後日、ご確認後に公表させていただきます。次に、委員・オブザーバーの出欠状況について、ご報告させていただきます。本日の検討会には、委員、オブザーバーの皆様、全員、ご出席頂いております。なお、東急パワーサプライについては佐藤オブザーバーの代理で小池様にご出席いただいております。また、全国LPガス協会の笠間様は、所用により途中退席されると伺っています。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、議事の円滑な進行のため、いくつかお願い事項がございます。

- ① ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにさせていただくようお願いいたします。
- ② ご発言を希望される際は、Teams上の「手をあげる」ボタンを押していただくようお願いいたします。
- ③ ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただくようお願いいたします。ご協力、何とぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2になります。

■ 議事

○神取課長補佐

それでは、ここから議事に入らせていただきます。以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田辺座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。本日の進め方ですが、事務局より資料についてご説明いただいた後に、議論等をさせていただければと思います。まず、省エネルギー課より資料のご説明をお願いします。

○神取課長補佐

資料1に基づき、第2回検討会においていただいたご意見についてご説明いたします。まず、スライドp.1、第2回検討会の振り返りについてです。第2回検討会で御指摘いた

いただいた点、本日ご議論いただきたい点をスライド下部の表にまとめております。主に 7 点あります。1 点目は、都市ガス・LP ガスにおける「時間毎のエネルギー消費量の見える化」の取扱いについてで、この観点の評価対象に含めるべきかが検討事項になります。2 点目は、採点結果のフィードバック方法についてで、回答を提出した全事業者に対する評価結果のフィードバック方法をどのようにするかが検討事項になります。3 点目は、評価結果の公表範囲についてで、契約件数が 30 万件超の事業者の評価が★2 以下だった場合の公表要否が検討事項になります。4 点目は、報告様式の提出方法についてで、デモサイトの作成・提供が困難な事業者による補足情報の提出方法をどのようにするかが検討事項になります。5 点目は、評価項目・基準の見直し頻度についてで、評価項目等の更新頻度が検討事項になります。6 点目は、類似世帯比較に関する情報提供についてで、まだ「類似世帯比較」に関する情報提供に取り組んでいない事業者への参考情報の提供方法をどのようにするかが検討事項になります。7 点目は、増エネ表現への対応についてで、増エネ表現への対応に関するガイドライン上の記載をどのようにするかが検討事項になります。スライド p.2 以降で各論点について説明いたします。

まず、スライド p.3、都市ガス・LP ガスにおける評価項目「時間毎のエネルギー消費量の見える化」の取扱いについてです。第 2 回検討会では、給湯器のリモコンによる情報提供も含め、幅広に当該項目の採点対象とすべきとの意見を多くいただきました。他方、委員からはリモコンによる情報提供に関連していくつかのご質問がありました。ご質問の件については、後ほどご説明いたします。事務局としましては、「エネルギー機能リモコンが主要機種に標準装備される等、情報提供が限定的な範囲に留まっていないこと。」及び「リモコンを通じた情報提供の取組をホームページやサステナビリティレポート等で積極的に周知していること。」の 2 点が満たされている場合に、給湯器のリモコンによる情報提供を評価対象とすることを考えております。スライド下部に前回のご指摘・ご質問を整理しております。大きく分けて 4 点あります。1 点目は、リモコンによる情報提供の内容についてで、リモコンでは具体的にどのような情報提供がされているのかという点になります。2 点目は、リモコンの普及状況についてで、家庭のエネルギー使用量を計測・表示可能とする機能「エネルギー」を搭載するリモコンによる情報提供はどの程度一般的に行われているのかという点になります。3 点目は、ガス小売事業者によるリモコンの普及活動についてで、ガス小売事業者による情報提供と見なすことに妥当性はあるかという点です。4 点目は、リモコンによる情報の集約性についてで、リモコン表示による情報提供において、集約性はどのような対応になっているかという点です。次のスライド以降で、各点について説明いたします。

スライド p.4 は、リモコンによる情報提供の内容についてです。「エネルギー機能」を搭載する給湯器のリモコンにおける情報提供イメージをスライドの下部に示しております。時間毎のガス使用量等を棒グラフで表示可能というような状況になっています。

スライド p.5 は、エネルギー機能についてです。使用者が設定した目標値や過去の使用実績との比較表示も可能になっております。

スライド p.6、リモコンの普及状況及びガス小売事業者による普及活動についてです。まず、エネルギー機能リモコンの普及状況について、2021年の年間出荷台数のうち、都市ガス用機器の約4割、LPガス用機器の約3割にエネルギー機能リモコンが搭載されていると推計され、一定程度は普及していると考えられます。次に、ガス小売事業者による普及活動について、ガス小売事業者による情報開示も行われており、普及に向けた取り組みが進められていると考えられます。スライド下部に例として、東京ガス、東邦ガスの事例を掲載させていただきます。

スライド p.7、リモコンによる情報の集約性についてです。エネルギー機能を搭載する給湯器のリモコンでは、時間毎のエネルギー消費量のみならず、目標値や過去の使用量の実績との比較表示等も可能になっておりますが、指針5項目に定められた情報とともに集約した形での情報提供とはなっていない状況です。また、事業者のホームページにおいても、エネルギー機能搭載リモコンの紹介と指針5項目に基づく情報を集約した形での情報提供も行われていない状況です。他方で、本制度において、給湯器のリモコンに関する情報も集約して提供されるべきものと位置づけられた場合には、集約した形での情報提供に向けた取り組みは可能と考えられます。以上のことから、「リモコン表示による情報についても、集約を行っている場合は評価する」、「集約を行っていない場合は評価しない」という整理にできればと考えております。

スライド p.8、採点結果のフィードバック方法についてです。今年度の試行的運用においては、希望する事業者に対してのみフィードバックを実施いたしました。この件について、前回の第2回検討会では、「結果のフィードバックは事業者が自社の取組を把握し、改善に向けてPDCAを回していくために必要な要素」であり、「各社が何らかの形で自社の取組に対する評価を理解できる工夫をすべきではないか。」というご意見をいただきました。このご指摘を踏まえ、回答を提出した全事業者へ事務局から評価結果のフィードバックを行い、各社が評価に関する詳細情報を確認可能なシステムの構築を検討するように整理することを考えております。この設計や構築にあたっては、時間や費用が必要になるため、来年度の委託費で対応する方向で現在検討しております。

スライド p.9、評価結果の公表範囲についてです。第2回検討会において、2022年度以降の本格運用における結果の公表について「契約件数が30万件超かつ★3以上獲得した事業者は評価結果を公表」とし、「契約件数30万件超の★2以下獲得事業者」については事業者の意向を確認する運用とする案を示しました。これに対し、「契約件数が30万件超の事業者については、★2以下であっても原則公表すべきではないか」とのご指摘がございました。全事業者の結果公表につなげていきたい一方で、現時点では対象事業者との合意に至っていない状況です。契約件数30万件超の★2以下獲得事業者の公表方法については、当面は事業者の意向を確認する運用とするが、今後も★2以下獲得事業者を原則公表することについて検討を行う方針とさせていただければと思います。

スライド p.10、報告様式の提出方法についてです。第2回検討会で提示した「エネルギー

「一小売事業者の省エネガイドライン」では、回答の根拠について、第三者が確認できないウェブサイトに関する記載のみである等の場合には、「情報を提供している」と回答しても採点対象外とすると記載しておりました。これに対し、デモサイトによる情報提供については対応困難な事業者も多く存在し、該当ページの画像提供等による情報提供でも評価していただけるようにしてほしい、というご意見をいただきました。これを踏まえまして、省エネ法定定期報告に併せて提出する場合、運用が複雑になり、回答のエビデンスが提出できないことから、本運用においては、報告様式をメール送付等により直接提出頂くこととし、回答の根拠となる情報を補足資料として提出いただければ、評価対象に含める、という整理にできればと考えております。他方で、ガイドラインにおいては、デモサイトの作成・提供を推奨する旨を記載することを考えております。

スライド p.11、評価項目・基準の見直し頻度①についてです。第 2 回検討会の事務局資料では、評価項目を適宜見直すこととする方針をお示ししました。これに対し、「評価項目が毎年のように更新されてしまうと、事業者への負担も大きく、また消費者も混乱するのではないか」「頻度については慎重に検討してほしい。」というご意見をいただきました。事務局としては、2022 年度は本運用の初年度になることから、課題が顕在化した場合、評価項目の再検討及び変更が必要となると考えております。一方で、安定的な運用が可能となった後には、評価項目の変更については必要に応じて実施するという整理を考えております。

スライド p.12、評価項目・基準の見直し頻度②についてです。2021 年度の試行においては、各ランク水準（5 段階評価）をスライド下部左側に記載のとおり設定しました。2022 年度においても、同様のランク水準で評価をする予定です。一方、将来的には、★5 を得点率 90%、★4 を得点率 70%を下限として、例えば、平均値+標準偏差を★4 とし、これに伴い★5 の得点率を引き上げるなど、ランク水準の引き上げの検討を行うようにしたいと考えております。こちらは、得点率の分布などを踏まえ今後検討したいと思っております。

スライド p.13、類似世帯比較に関する情報提供についてです。「類似世帯比較」に関する情報提供について、事例をベストプラクティスとして紹介してほしいというご意見がありました。「類似世帯比較」につきましては、ガイドラインの別紙として公表するベストプラクティス集の候補として記載した東京電力エナジーパートナーの事例が該当いたします。今後も新電力をはじめ、「類似世帯比較」に係る情報提供に取り組んでいない事業者の参考となるよう内容の拡充を図っていくことを考えております。

スライド p.14、増エネ表現への対応についてです。第 2 回検討会の事務局資料及びガイドライン（改訂案）では、「増エネ表現」の使用状況の調査結果を示し、料金プランの説明文においては事務局が提示する代替表現の採用を検討することが望ましい旨を記載いたしました。これに対し、「増エネを促す表現に関連して、資料内で代替表現の例を記載いただいているが、表現方法は様々あるため、事業者も判断に迷うと考えられる。そこで増エネを促す意図ではないことを説明や注釈として示すこともガイドラインに記載いただけないか。」というご意見をいただきました。これを踏まえまして、ガイドライン上の記載をスラ

イド下部に記載のとおりに変更することを考えております。具体的な内容については、スライド下部の「ガイドライン（改訂案）における増エネ表現に関する記載の変更案」をご参照ください。変更前「下表に示すような代替表現の採用を検討することが望ましい。」という書きぶりを、変更後「下表に示すような代替表現を参照し、一般消費者へ誤解を与えない分かりやすい記載とすることが望ましい。」というようにしております。

スライド p.15 は、参考として、プラン名称・プラン説明文において使用されている増エネ表現の例と代替表現の例をお示ししております。

スライド p.16 以降は、省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価・運用方法の最終案についてです。

スライド p.17 は、指針の改正案をお示ししております。赤字が改正箇所です。

スライド p.18-19 は、評価項目及び配点の最終案をお示ししております。こちらは、細かい記載ぶりは修正していますが、記載内容に変更はございません。

スライド p.20 は、2022 年度のランク水準をお示ししております。2021 年度と同じランク水準にしております。

スライド p.21 は、制度運用フロー及び年間スケジュールについてです。制度の運用フロー及び年間スケジュールを表に示しております。春頃、エネルギー小売り事業者に報告様式を記入、7 月末までに評価委員会事務局へ様式を提出していただきます。その後、夏ごろに事務局が様式の確認・集計をしまして、集計が整理できた段階で評価委員会にて採点結果の審議をさせていただき、その後、資源エネルギー庁の HP にて結果を公表いたします。その後、検討会で次年度の制度運用、指針・ガイドラインの見直し等の議論をし、必要に応じて、指針・ガイドラインの改正をいたします。このような流れを考えております。

資料 1 のご説明は以上になります。本日、資料 2 及び資料 3 の説明は省略させていただきますが、資料 2 はガイドラインの改訂版でこれまでの議論を整理したものとなっております。また、資料 3 はベストプラクティス集をまとめたものとなります。

以上で、事務局からの説明を終了いたします。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明のあった内容について、ご意見、ご質問がある方は Teams 上の「手を挙げる」ボタンにてお知らせください。

全国 LP ガス協会の笠間様は、途中で退席されるとお聞きしております。ご意見等あれば、先にご発言をお願いします。

○全国 LP ガス協会笠間氏

資料 1、スライド 6 以降にエネルギー機能付きのリモコンの普及状況や情報集約性についての記載があります。エネルギー機能に関する取組で評価の加点が変わるのであれば、エネルギー機能を搭載している事業者とそうでない事業者の加点の差をなるべく開かないよう

に配慮いただきたいと思います。

○青木委員

何点か申し上げさせていただきます。スライド p.6「エネルギーの普及状況」にて「都市ガス用機器の約 4 割、LP ガス用機器の約 3 割にエネルギー機能リモコンが搭載されている」とありますが、一定程度普及しているとするには少ないのではないかと思います。したがって、エネルギーのユーザーが増えるように、都市ガス・LP ガス事業者には取組を推進していただきたいと思います。

また、スライド p.8「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、結果のフィードバックは事業者が改善に向けて PDCA を回していくためだけでなく、事業者が自社の取組に対する評価を理解し、納得できる評価となっているかが重要で、もし納得できない点があれば事務局に相談できるような「開かれた関係」を築いていただきたいと思います。

スライド p.9「(3) 評価結果の公表範囲」について、契約件数 30 万件超の★2 以下獲得事業者の公表方法については、当面は事業者の意向を確認するとのことですが、消費者にとっては、自分の契約している会社の位置づけには興味があり、スイッチングの参考情報になり得ると思っております。そのため、獲得した★の数に関わらず公表いただきたいと思います。

スライド pp.14-15「増エネ表現」について、説明文を一般消費者に分かりやすいように大きな文字で書いていただきたいと思います。重要なお知らせは小さい文字で書いてあることが多く、特にプラン名が大きく出ているとそちらに気を取られて優良誤認する危険性があるため、説明のフォントの大きさもガイドラインに記載いただきたいと思います。

最後に、省エネコミュニケーション・ランキング制度に対する国民への PR やお知らせについて、マスコミ等を通じ積極的に実施していただきたいと思います。消費者も様々な報道を通じて、カーボンニュートラルに向けて自分ができることについて、関心をお持ちの方が増えていると感じています。そのような流れも踏まえ、事業者が本制度のような省エネにつながる情報提供を実施しているということ、また本制度を通じて事業者のボトムアップをしようという動きを、消費者の方がきちんと認識できるように PR を頑張っていただきたいと思います。

○杉浦委員

「増エネ表現」について、スライド p.15 に代替表現がありますが、プラン説明に関するもので「使えば使うほど」という表現は代替表現の例でもそのまま使用されています。確かに同表現は料金体系を説明していますが、消費者は「使えば使うほど」に目が行ってしまうと思うので、そうならないような工夫ができれば良いと考えていました。省エネは、事業者を選ぶことと、使っていくことの両面あると思います。同じエネルギー量を使用した際の比較に着目し、例えば、「同じエネルギー量を使用するのであれば、こちらの事業者の方が安

い」、という言い方もできるので、そのような例示があれば良いと思いました。また、安からと言って使いすぎないようにする意図もありますが、事業者を選んだあとに省エネに努めていただくというようなニュアンスが伝われば良いと思います。スライド p.14 に「誤解を与えることのない分かりやすい表現」とあるが、誤解とは何か明示した方が良いと感じました。

○平山委員

検討事項「(2) 採点結果のフィードバック方法」「(3) 評価結果の公表範囲」について、前回の私のコメントに対応いただきありがとうございます。スライド p.8 「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、ご記載のとおり個別の事業者の評価結果をフィードバックしていく方針が望ましく、賛成いたします。スライド p.9 「(3) 評価結果の公表範囲」について、本来であれば、契約件数が 30 万件超の事業者について★2 以下であっても原則公表すべきと思っています。しかし、制度の本格運用の初年度となる 2022 年度は、暫定運用として非公表でも仕方ないと思います。一方で、今後の運用については★2 以下獲得事業者の公表に向け検討を継続していただきたいと思っています。

○西尾委員

検討事項「(1) 都市ガス・LP ガスにおける「時間毎のエネルギー消費量の見える化」の取扱いについて、前回の御質問等を踏まえ対応いただいたこと、また現状の取組について分かりやすく整理いただいたことに、感謝申し上げます。それぞれの取組内容を共有いただくことにつながる大事な観点かと思えます。

気になる点としては、先ほどリモコンの取り扱いに際し加点の差が開かないようにしていただきたいという御意見がありましたが、特にスライド p.3 に記載されているとおり、「エネルック機能リモコンが主要機種に標準装備される」という考え方は重要かと思うので、評価の際にこの点を考慮いただきたいと思っています。その理解で正しければ、事務局案で進めていただくことに異論はありません。

また、検討事項「(3) 評価結果の公表範囲」について、現時点では契約件数が 30 万件超の事業者のすべての事業者の公表の合意には至っていないということは理解しています。ただし、スライド p.11 「(5) 評価項目・基準の見直し頻度①」にあるとおり、評価項目の再検討及び変更も有り得ることから、安定的な運用が可能となった後には、今後原則公表に向けて検討いただきたいと思っています。原則公表することは、本制度の趣旨にも沿うと思いますし、しばらくすれば事業者としても十分な対応期間を取ることができるので、ぜひお願いしたいです。

○ENECHANGE 株式会社城口氏

委員の皆様からいただいた御意見に異論はありません。繰り返しなりますが、初年度とし

での運用は理解しますが、本来は消費者目線であるべきところからやや事業者に配慮した形になり、折衷案が多いという印象を受けました。検討事項「(4) 報告様式の提出方法」のデモサイトも同様であると思います。事務局のみが確認できる情報でも評価に含めるということですが、結局消費者が事業者を選ぶ際に参考にできるような情報提供が重要だと思うので、消費者の立場としてはやや違和感があり物足りなく思います。そのため、ある程度運用した後は、事業者が消費者に省エネの情報を広く公表していくという原則論を強めていくことをお願いしたいです。

また、本題からずれるかもしれませんが、事務局に御意見をお伺いしたい点があります。省エネをさらに推進するにあたり、時間帯別料金を推進していくという話を各種新聞でよく目にしています。アメリカのカルフォルニアやスペインでは、託送料金を強制的に時間帯別にすることで、結果的に小売事業者も小売単価を時間帯別に設定するような取組が進んでいると把握しています。今後、一律に省エネというよりは、増エネの考え方や、再エネの普及によって時間帯による電力原価が変化するという背景もあり、時間帯別料金の導入の有無も本制度の評価の中に入れる議論や、時間帯別料金の導入を小売事業者に促していくための検討も必要と理解しています。このような観点の方針について、御意見をお伺いしたいです。

○日本ガス協会和田氏

スライド p.12 「(5) 評価項目・基準の見直し頻度②」について、エネルギー種別によって評価項目や配点が異なるため、ランク水準の見直しの際には、エネルギー種別ごとに検討いただければと思います。

また、スライド p.21 「制度運用フロー及び年間スケジュール」について、ガイドラインの改訂によって、評価項目の変更が実施される場合、内容によってはシステム改修が必要になるなど、事業者にとって大きな負担となる可能性があります。冬の年度末に改正し、その後すぐの運用となると、システム改修が必要な場合にはそのための予算が確保できておらず対応できないということもありえます。可能であれば事業者の意見も踏まえつつ慎重にご検討いただくとともに、反映の時期についても準備期間を設けていただくなど検討いただきたく思います。

○神取課長補佐

まず、笠間オブザーバー、青木委員から御指摘いただいた、スライド p.6 「②リモコンの普及状況」について、スライドに記載している数値は 2021 年のエネルギー機能リモコンを搭載した機器の出荷台数のフローを示しております。対象機器の出荷台数については今後増えていくという話を聞いています。そのことを踏まえまして、事務局としては、一定程度普及していると考えています。

また、エネルギー機能リモコンを搭載している機器の出荷の有無によって、点数の差異を

つけるかどうかについては、現時点で部分点を付与することは考えておりません。しかし、今後小売事業者各社がホームページ等で普及を進めていくことがあれば、その部分の得点を付与することを考えております。

続きまして、青木委員から御意見のあったスライド p.8 「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、事務局としても PDCA を回していくことは重要だと考えております。事業者から不明点があれば丁寧に回答していき、事業者と綿密にコミュニケーションしながら関係を保っていきたいと考えています。

スライド p.9 「(3) 評価結果の公表範囲」について、契約件数 30 万件超の★2 以下獲得事業者について、委員の方々から色々御意見をいただきました。現在、様式の提出については強制ではなく、事業者に協力いただいている状況です。それも踏まえ、まずは多くの事業者へ回答いただき全体の底上げをはかっていくことが必要かと思っています。このため、初年度 2022 年度は★2 以下獲得事業者については公表の意向を確認する運用として、その結果も踏まえ 2023 年度以降の方針について今後検討していきたいと考えています。

スライド p.14 「(7) 増エネ表現への対応」について、ガイドライン上であまり細かく規定してしまうと運用しづらいということもあり、現状フォントの大きさまでは指定してはおりません。しかし、消費者の方に誤解を与えないようにする観点是非常に重要だと理解しており、事業者にはその点を配慮いただけるようお願いしていければと思います。

また、青木委員から御指摘のあった本制度の PR につきまして、これまでにガスエネルギー新聞、電気新聞などで記事として報道して頂いたり、展示会のエネックスのホームページなどオンライン上でも周知を図ったりしておりますが、まだ充分ではないと認識しております。今後も、普及啓発活動を推進していきたいと思っております。

○江澤課長

★2 以下獲得事業者の公表について、電力の小売の登録事業者は 700 社程度あり、都市ガス・LP ガスを含めると 800 社程度ある中で、本制度の調査に御協力いただいた事業者は、電気・都市ガス・LP ガス合わせて 160 社程度となっており、参加が一部に限られている状況となっています。そのような中、全て公表し★2 以下事業者のやる気を削いでしまうものではなく、★2 の事業者についてもフィードバック等も通じ★3 になっていただき、公表につなげていただき、協力いただける事業者も増やしていく方針が良いと考えております。いわゆる「北風」ではなく「太陽」の方針で、事業者の省エネコミュニケーションを促しつつ、事業者や業界団体と協力しながら、本制度をより良いものしてまいりたいと思っております。

スライド p.14 「(7) 増エネ表現への対応」に関連し、誤解の表現の内容についてご質問がございましたが、スライド p.14 のリード文にある「増エネを促しかねない表現」が「誤解を与える表現」と理解いただければと思います。

また、城口オブザーバーから御指摘いただいた時間帯別料金について、現在、省エネ法の改正を経済産業省で検討しており、その中で電気の需給状況に応じて電力会社に料金のプ

ランを変えていただくことを考えております。今は、電気の需要の平準化の資する料金としての時間帯別の料金となっておりますが、今後は省エネ法の改正を踏まえて対応していきたいと考えております。また、海外における託送料金の時間帯別についての話もありましたが、現状は時間帯別というより、固定費で回収する部分を増やし従量部分を減らすことにより、託送料金をより柔軟な需給状況に応じて変動できるようにすることを考えていきたいと思っております。ただし、この点については将来の議論になると理解しています。

また、和田オブザーバーからランクの引き上げについての御意見がありました。この点につきまして、電気と都市ガス、LP ガスの評価を横並びで実施できるかという論点はありませんが、現状は得点率でみて評価していくことに同意いただいております、これをもとに評価を実施していければと思います。その中で、明らかに同じ★の水準においてエネルギー種で差があるということがあれば、御指摘いただき、それ踏まえ、さらにより良いものにしてまいりたいと思います。

○神取課長補佐

スライド p.21「制度運用フロー及び年間スケジュール」について、システム改修等も考慮し無理のないスケジュールとなるように、改修する場合時間的に余裕をもってご相談させていただくことを考えております。

○田辺座長

事務局回答に対し、何か御意見はありますでしょうか。

(御意見無し)

委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。委員、オブザーバーの皆様から頂戴した御意見等を踏まえ、事務局においてガイドラインに反映していただければと思います。なお、ガイドラインについては、座長一任とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異論無し)

それでは、私に一任させていただければと思います。それでは、事務局より今後についてのご説明をお願いします。

○神取課長補佐

皆様、本日は、ご意見頂きまして、ありがとうございました。

今後の進め方ですが、これまで御審議いただきました指針や報告書の様式については、告

示の改正が必要になります。このため、2月中にパブリックコメントを実施し、本年4月の告示の施行に向けて、事務的に作業を進めさせていただきます。併せて、ガイドラインの改訂・公表に向けた準備を進めていきたいと考えております。

また、本検討会についてですが、来年度から本格運用を開始します省エネコミュニケーション・ランキング制度について、引き続き制度の運用状況の確認や制度改正等について議論を行うため、必要に応じて開催していきたいと考えております。

皆様、引き続きのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

■ 閉会

○神取課長補佐

それでは、本日の検討会はこれにて終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。

以上

〈お問合せ先〉

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

電話：03-3501-9726

F A X：03-3501-8396